

認定職業訓練実施奨励金の 支給申請について

認定職業訓練実施奨励金は次の3種類からなります。

- 認定職業訓練実施基本奨励金(以下「基本奨励金」とします。)
- 認定職業訓練実施付加奨励金(以下「付加奨励金」とします。)
- 訓練施設内保育実施奨励金(以下「保育奨励金」とします。)

- 1 認定職業訓練実施奨励金の支給対象について P1
- 2 基本奨励金・保育奨励金・・・ P2
- 3 付加奨励金・・・ P5
- 4 申請書の提出・お問い合わせ・・・ P9

令和2年3月

北海道労働局

1 認定職業訓練実施奨励金の支給対象について

- 認定職業訓練実施奨励金は、厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関のうち、支給要件を満たす訓練実施施設に支給します。
- 訓練実施機関の行う求職者支援訓練が「基礎コース」の場合は基本奨励金、「実践コース」の場合は基本奨励金と付加奨励金の支給を申請します。
- 訓練施設内保育実施奨励金は、求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関のうち、小学校就学の始期に達するまでの子を養育している受講者に託児サービスを訓練実施機関自ら、または他者に委託して提供した場合において、必要な支給要件を満たした場合に支給します。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、奨励金の全部又は一部を支給しません。

- 労働保険料の納付の状況が著しく不適切であったり、過去に偽りその他不正行為により認定職業訓練実施奨励金の支給を受けた(又は受けようとした)ことがある場合
- 過去5年以内(平成31年3月31日以前に偽りその他不正行為により、雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の支給を受けた(又は受けようとした)ことがある場合については過去3年以内)に偽りその他不正行為により、雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の支給を受けた(又は受けようとした)ことがある場合
- 求職者支援訓練を実施する事業において、当該事業が国からの委託費を受けて実施している(又は受ける予定である)場合
- 求職者支援訓練を適切に行ったとは認められない場合
- 上記のほか、認定職業訓練実施奨励金を不支給とすべき不正行為等が確認された場合

※注意※

不正受給であることが判明した場合、不正に係る奨励金については不支給となり、既に奨励金を受給している場合は返還となります。

さらに、詐欺等の刑法に触れる行為があった場合は、刑事告発を行う場合があります。

2 基本奨励金・保育奨励金

支給要件

求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関に支給します。

支給額

(1) 支給単位期間(基礎コース、実践コース、保育奨励金共通)について

- ① 支給単位期間とは、訓練開始日を起算日として1か月毎に区切った期間のことをいいます(受講者の職業訓練受講給付金の支給単位期間と同じ取扱いとなります～当局ホームページ「職業訓練受講給付金支給申請書への受講証明について」4「支給単位期間の詳細」参照)。
- ② 受講者とは、支給対象期間(下記「支給時期」(1)参照)における出席率が80%以上(支給対象期間中に中途退校した場合には中途退校日までの通算出席率80%以上の者)の者のことをいいます。
ただし、支給対象期間において出席率が80%未満の者についても、出席率が80%以上の支給単位期間があれば、その支給単位期間についてのみ受講者として取り扱います。

(2) 基礎コースに係る基本奨励金

- ① 受講者(上記(1)②に該当する者)1名あたり、1支給単位期間(上記(1)①)につき60,000円が支給されます。
- ② 訓練の最終月、または中途退校等により、支給単位期間の歴日数が28日未満である場合は、受講者1名につき訓練実施日数に3,000円を乗じた額が支給されます。(ただし、60,000円を上限とします。)
※支給単位期間の歴日数が28日以上である場合は、①と同様に取扱います。

(3) 実践コースに係る基本奨励金

- ① 受講者(上記(1)②に該当する者)1名あたり、1支給単位期間(上記(1)①)につき50,000円が支給されます。
- ② 訓練の最終月、または中途退校等により、支給単位期間の歴日数が28日未満である場合は、受講者1名につき訓練実施日数に2,500円を乗じた額が支給されます。(ただし、50,000円を上限とします。)
※支給単位期間の歴日数が28日以上である場合は、①と同様に取扱います。

(4) 保育奨励金

- ① 受講生(上記(1)②に該当する者)が養育する、小学校就学の始期に達するまでの子に対して提供した、託児サービスに要した経費の額(ただし、子1名につき、1支給単位期間(上記(1)①)あたり66,000円を上限とします)。

支給時期

(1)支給申請の方法

3か月を超える訓練の基本奨励金は、次の①または②いずれかの申請方法を選択することができます。

なお、訓練期間が3か月の場合は、②の取扱いのみとなります。

- ① 第1回目として、訓練開始日から満3か月目までの支給申請を行い、第2回目として4か月目の初日から訓練終了日までの支給申請を行う方法。(以下「分割申請」といいます)
- ② 訓練開始日から訓練終了日までを一括で支給申請する方法。(以下「一括申請」といいます)

(2)支給対象期間について

支給申請の対象となる支給単位期間(単一もしくは連続する期間)のことを支給対象期間といいます。

(例)

例えば、上記(1)①の場合、第1回目の申請に係る支給対象期間は訓練開始日から満3か月目までの連続する3支給単位期間となり、第2回目の申請に係る支給対象期間は訓練開始日から4か月目の初日から訓練終了日までの単一もしくは連続する支給単位期間となります。

なお、3か月を超える訓練の場合、選択した申請方法によって、支給対象期間における出席率が異なることにご注意ください。

(例)

6か月の訓練において、上記(1)①の方法で申請したところ、最初の3か月の支給単位期間における出席率は80%を超えていたが、4か月目以降の支給単位期間における出席率は80%を下回った→上記(1)②の方法で申請したところ、支給対象期間全てにおいて出席率が80%を下回ってしまった→基本奨励金でみると、上記(1)①の方法にて申請した場合、最初の3か月における奨励金の支給額は60,000円×3か月となり、4か月目以降については、支給単位期間において出席率が80%以上となる支給単位期間について60,000円が支給されます。

一方、上記(1)②の方法で申請した場合、訓練開始日から訓練終了日までの各支給単位期間において、出席率が80%以上となった期間についてのみ60,000円が支給されます→受講者の出席状況によっては、上記(1)②で申請した場合、支給額が少なくなることもあります。

また、訓練期間中の前半は欠席が多かったが、後半は欠席が少なかった場合等においては、これとは逆の状況が起こり得ることも考えられますので、支給申請方法については、慎重に選択されるようお願いします。

(3)支給申請期間

- ① 分割申請の第1回目は、訓練開始日から満3か月目の翌日から1か月以内。
(満3か月目が7月20日の場合→7月21日から8月20日まで)
- ② 分割申請の第2回目、及び一括申請の場合は、訓練終了日の翌日から1か月以内。
(終了日が7月31日の場合→8月1日から8月31日まで)

(4)提出書類及び添付書類

- ①認定職業訓練実施基本奨励金(保育奨励金)支給申請書(様式 A-31)
- ②受講者出欠報告書 総括票(様式 A-32)
- ③受講者出欠報告書 内訳票(様式 A-32・別添)
- ④実施機関で保管している出席簿(様式 A-20)の写し
- ⑤求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書の写し
- ⑥訓練カリキュラム(認定様式第5号)
- ⑦託児サービスの実施に要した経費に係る契約書・領収書等の他、経費の内訳がわかる書類の写し
なお、経費の内訳がわかる書類が無い場合には【保育奨励金の支給申請に係る提出書類の内訳】を支給対象期間分全てについて作成し提出してください。(様式は当局ホームページよりダウンロードすることができます。)
- ⑧託児サービス提供機関としての要件(基準)を満たしていることを確認できる書類の写し
- ⑨求職者支援訓練受講期間中に係る託児サービス利用申込書(様式 A-50)の写し

※①～③の様式のダウンロードについては、当局ホームページにてご案内しております。

※②～④については、支給申請を行う支給対象期間に係るものを提出してください。

※⑥について、認定以降に変更がある場合は直近のものを提出してください。

※⑦・⑧・⑨については、保育奨励金を申請する場合のみ提出してください。

3 付加奨励金

支給要件

実践コースを実施して基本奨励金を受給し、かつ、その訓練の修了者等の就職実績が一定水準以上である訓練実施機関に支給します。

支給額

(1) 留意事項

- ① 下記(2)、(3)における支給単位期間とは、訓練開始日を起算日として1か月毎に区切った期間のことをいいます。(基本奨励金の支給単位期間と同じ取扱いとなります。)
- ② 支給の対象となる者は訓練修了者及び就職を理由として中途退校した者となります。

なお、訓練を終了したものの修了しなかった者(訓練受講日数が訓練実施日数の8割に満たない者等)、及び就職以外を理由として中途退校した者は、その後の就職の状況の如何に関わらず支給の対象とはなりません。

(2) 就職率が35%以上60%未満の場合

- ① 修了者(上記(1)②に該当する者)1名あたり、1支給単位期間(上記(1)①)につき10,000円が支給されます。
 - ② 訓練の最終月で、支給単位期間が歴日数で28日未満の場合は、修了者(上記①と同じ)1名につき訓練実施日数に500円を乗じた額が支給されます。(ただし、10,000円を上限とします。)
- ※なお、支給単位期間が歴日数で28日以上ある場合には、①と同様の取扱いとなります。

(3) 就職率が60%以上の場合

- ① 修了者(上記(1)②に該当する者)1名あたり、1支給単位期間(上記(1)①)につき20,000円が支給されます。
 - ② 訓練の最終月で、支給単位期間が歴日数で28日未満の場合は、修了者(上記①と同じ)1名につき訓練実施日数に1,000円を乗じた額が支給されます。(ただし、20,000円を上限とします。)
- ※なお、支給単位期間が歴日数で28日以上ある場合には、①と同様の取扱いとなります。

就職率

次の算出式により算出します。

①訓練修了者のうち就職した者+②就職を理由として中途退校した者

訓練修了者+就職を理由として中途退校した者

上記算出式における分子の「①訓練修了者のうち就職した者」及び「②就職を理由として中途退校した者」とは、①については訓練終了後において、②については中途退校後において就職（自営開始）した者であって、次のいずれにも該当する者のことをいいます。

なお、訓練終了日において65歳以上の者の数は分母及び分子から除きます。

また、訓練を終了したが修了しなかった者及び就職以外を理由として中途退校した者は、その就職状況の如何に関わらず算定対象とはなりません。

- 訓練が終了した日の翌日から起算して3か月を経過する日までの間に就職（自営）し、当該期間において雇用保険一般被保険者となった者または雇用保険適用事業主となった者

例：4月20日が訓練終了日の場合

→修了後又は就職による退校後、7月20日までの間に

4月30日が訓練終了日の場合

→修了後又は就職による退校後、7月30日までの間に

5月31日が訓練終了日の場合

→修了後又は就職による退校後、8月31日までの間に

- 訓練が終了した日から起算して4か月を経過する日までの間に、就職状況報告書（様式A-14）の写しを、認定職業訓練に係る就職状況報告書（様式A-15）及び認定職業訓練就職者名簿（様式A-34）と併せて独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部（以下「機構支部」といいます）に提出している者。

【重要】

付加奨励金の支給額の算出にあたっては、訓練が終了した日の翌日から起算して3か月を経過する日まで（令和元年12月31日以前に開講した訓練コースについては、訓練が終了した日から起算して3か月）の間に、雇用保険一般被保険者となっている（なっていた）、または雇用保険適用事業主となっている（なっていた）ことを、当局が行う調査により確認できた者の数により計算した就職率により算出します。

この調査により雇用保険の被保険者等であることが確認できない者（修了者等を雇用した事業所にて定められた雇用保険の加入手続きを行っていない場合を含む）については、就職率の算定となる者から除外して、就職率を算定することとなります。

なお、雇用保険の被保険者であることが確認できない者がいる場合には、一定期間経過後、再度調査を行うこととなります。これにより支給決定は当該調査後以降となる場合がありますので、予めご了承願います。

自社等就職者の取扱いについて (※1)

令和元年10月1日以降に開講するコースの付加奨励金の支給申請から、雇用保険適用の見込みがある労働条件（週20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる）で自社等就職した者の労働条件及び2か月間の勤務実態が分かる書類（※2）を提出していただき、「就職した者」に該当するかどうかを判断することとなります。（提出がない場合には、付加奨励金の支給に係る就職率の算定において「就職した者」として算定されません）

なお、勤務実態について、週の労働時間が20時間以上あることを確認しますが、確認の結果、週の労働時間が20時間未満の場合は、付加奨励金の支給に係る就職率の算定において「就職した者」として算定しないこととなります。

ただし、事業主等の関与によらない、やむを得ない理由（例：本人の病気による欠勤）で週の労働時間が20時間未満となった場合には、当該理由を証明できる書類の提出があり、かつ、その理由がやむを得ないと認められる場合に限り、「就職した者」として算定するものとします。

(※1) 「自社等就職」とは訓練受講者を訓練実施機関自ら、又は訓練実施機関の関連事業主（訓練実施機関と資本的、経済的、組織的関連性等からみて実質的な一体性が認められる事業主をいう）に雇い入れる場合をいいます。

なお、訓練実施機関と関連事業主との間に実質的な一体性が認められる場合とは、以下のいずれかの要件に該当することをいいます。

- ①資本金の50%を超えて出資していること
- ②取締役会の構成員が次のいずれかに該当すること
 - ・代表者が同一人物であること（個人事業主である場合も含む）
 - ・取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること

(※2) 労働条件通知書の写しや出勤簿の写し、賃金台帳の写しなど

支給時期

(1) 支給申請期間

訓練終了日の翌日から起算して4カ月を経過する日まで。

例：4月20日が訓練終了日の場合→8月20日まで

4月30日が訓練終了日の場合→8月31日まで

5月31日が訓練終了日の場合→9月30日まで

※ 付加奨励金支給申請書を提出した後、訓練終了日から起算して4カ月を経過する日までに、就職した者の「就職状況報告書」（様式A-14）の追加回収（機構支部への届出を含む）があったこと等により申請内容に変更が生じた場合は、申請期間内である場合に限り申請の修正が認められます。

なお、修正の可能性がある申請につきましては、申請内容の確定を待って支給処理を行うこととなるため、一定期間支給処理を保留させていただく場合があることをご了承願います。

例：4月20日が訓練終了日の場合→終了日から4カ月を経過する日＝8月19日までに追加回収があったもの→申請期限8月20日まで修正可能

4月30日が訓練終了日の場合→終了日から4カ月を経過する日＝8月29日までに追加回収があったもの→申請期限8月31日まで修正可能

5月31日が訓練終了日の場合→終了日から4カ月を経過する日＝9月29日までに追加回収があったもの→申請期限9月30日まで修正可能

(2) 提出書類及び添付書類

- ①認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書（様式A-33）
- ②認定職業訓練就職者名簿（様式A-34）
- ③求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書の写し
- ④基本奨励金支給決定通知書の写し
- ⑤修了者等が訓練実施機関に提出した就職状況報告書（様式A-14）の写し
- ⑥訓練終了後に機構支部に提出した認定職業訓練に係る就職状況報告書（様式A-15）の写し
- ⑦雇用した者の労働条件が分かる書類（労働条件通知書の写し、雇用契約書の写し等）
- ⑧雇用した者の勤務実態が分かる書類（出勤簿の写し、賃金台帳の写し等、雇入れから2か月間の勤務実態が分かるもの）

※①②の様式のダウンロードについては、当局ホームページにてご案内しております。

※④については、分割申請をしている場合は全ての写しが必要です。

※⑦⑧については、自社等就職の場合に訓練終了日の翌日から起算して6カ月を経過する日までに提出してください。（令和元年10月1日以降に開講するコースより適用）

4 申請書の提出・お問い合わせ

申請書の提出方法

郵送または持参により提出をお願いします。

申請に当たっては、支給申請期間内に提出先必着とさせていただきますので、特に郵送の場合には、日程に余裕をもってご提出をお願いします。(申請期限を経過した申請については受理できません)

なお、郵便事故防止の観点から、郵送の場合には簡易書留もしくは特定記録郵便の利用をお勧めします。

また、誠に勝手ながら、円滑な事務処理と待ち時間の短縮の観点から、当室への持参による申請の場合、事前にお電話にて予約くださいますようお願いいたします。

※予約申込み:【訓練室直通電話】011-738-5253

※予約申込み受付時間:閉庁日を除く平日8:30~17:15

支給申請書提出先・お問い合わせ等連絡先

北海道労働局 職業安定部 訓練課

〒060-8566

北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第一合同庁舎3階

電話 011-738-5253(直通)

(受付時間 閉庁日を除く平日 8:30~17:15)

※厚生労働省ホームページ(認定職業訓練実施奨励金について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/

[kyushokusha_shien/shoureikin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/shoureikin.html)

※北海道労働局ホームページ(「お知らせ・ご案内」の「求職者支援制度」)

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/hourei_seido/kyushokusha_shien.html